

省エネ(熱損失防止)改修を行った住宅に対する固定資産税の減額

減額対象家屋等

【対象家屋】平成26年4月1日以前に建築された住宅

※賃貸住宅の場合は対象外。併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上のもの。

【工事期間】改修工事が平成20年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了

【工事費用の要件】1戸当たりの工事費で、補助金等を除く自己負担額が次のいずれかに該当すること

- 1 断熱改修工事費用が60万円を超えるもの
- 2 断熱改修工事費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円を超えるもの

【工事内容の要件】次の1の工事、または1と併せて行う2～4の工事で、改修した部位が省エネ基準に新たに適合するもの

- 1 窓の断熱性を高める改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- 2 床の断熱性を高める改修工事
- 3 天井の断熱性を高める改修工事
- 4 壁の断熱性を高める改修工事(外気等と接するものの工事に限る)

【床面積要件】改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

※耐震改修に伴う減額措置又は長寿命化の大規模修繕工事に伴う減額措置が現在適用されている住宅は、省エネ改修の減額措置の対象となりません。また、省エネ改修の減額措置の適用は1戸について1回限りとなります。

※通常の省エネ改修工事に伴う減額とバリアフリー改修に伴う減額は併せて適用されますが、省エネ改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する減額とバリアフリー改修に伴う減額は併せて適用されません。

減額の内容

【対象税額】1戸当たり居住部分が120㎡までに相当する額(居住部分が120㎡までの家屋は全額)

※改修工事が改築とみなされる場合は、改築後の評価額から算出した税額をもとに減額します。

【減額率】1/3

※省エネ改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することになったものは2/3。

【減額期間】1年間(省エネ改修工事が完了した年の翌年度分)

減額を受けるための手続き

【減額に必要な書類】1 省エネ改修住宅に係る固定資産税減額申告書

※申告書は各市税事務所固定資産税課にあります。

- 2 改修工事に要した費用を証する書類(領収証等)
- 3 増改築等工事証明書
- 4 認定長期優良住宅の減額を受ける場合は認定通知書の写し

【提出期限】改修工事完了後、3か月以内(やむを得ない場合にはこの限りではありません。)

【提出先】管轄の市税事務所固定資産税課へご提出ください。

家屋の所在区	担当の市税事務所	電話番号
門司区	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)	093-582-3371
小倉北区		093-582-3372
小倉南区	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 (コムシティ4階)	093-642-1462
若松区		093-642-1467
八幡東区 戸畑区		
八幡西区		